

吹田市

障がい福祉サービス支給決定ガイドライン

（居住系サービス編）

【令和8年 4 月】

目次

1 自立生活援助(訓練等給付)	3
サービス支給決定時の留意事項	3
(1) 対象者	3
(2) 支給決定区分について	4
2 短期入所(介護給付)	5
サービス支給決定時の留意事項	5
(1) 短期入所の支給量についてのルール	5
(2) 医療機関等での短期入所について	5
(3) 支給決定区分での短期入所の利用の可否について	6
3 共同生活援助(訓練等給付)	7
サービス支給決定時の留意事項	8
(1) グループホームの支給決定について	8
(2) 本体決定について	9
(3) 居宅介護利用者決定および GH 利用者の居宅介護等の利用について	9
(4) 特定障害者特別給付費について	9
(5) 体験利用について	10
(6) 受給者証に記載される加算について	10
4 施設入所支援(介護給付)	12
サービス支給決定時の留意事項	12
5 宿泊型自立訓練(訓練等給付)	14
6 療養介護(介護給付)	15
医療型個別減免について	15
7 地域移行支援(地域相談支援給付)	16
利用にあたっての留意事項	16
対象者に関する留意事項	16
8 地域定着支援(地域相談支援給付)	17
利用にあたっての留意事項	17
対象者に関する留意事項	17

1 自立生活援助(訓練等給付)

サービス名称	自立生活援助
サービス内容	定期的な巡回や随時の訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報提供および助言並びに相談、医療機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な助言を行う。
対象者	① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等 ② 現に一人暮らしをしており、自立生活援助の支援が必要な者 ③ 同居する家族等の障がい、疾病、若しくは生活環境の大きな変化、その他の事情により、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者 ④ 同居家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害の状態にある者等、地域生活を営むための支援が必要な者
障害支援区分	区分不要 ※認定調査 80 項目の聞き取りや概況調査は必要
支給(利用)単位	1月
支給量	当該月の日数
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から1年後の月末まで (ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内) ※標準利用期間(1年間)を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、吹田市障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、更新が可能です。終了月の2か月前を目途に市へ相談が必要です。
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に必要となる経費	なし
他サービスとの併給可否	就労定着支援、地域定着支援との併給は不可
その他	月2回以上の居宅訪問、もしくは、月1回の居宅訪問かつオンラインによる面談にて支援を行った場合、基本報酬が請求できる。

(例1)退所と同時に自立生活援助を支給決定する場合

退所日から1年を経過した日の属する月までを有効期間として支給決定を行う。

(例2)退所後一定期間を経過してから自立生活援助を支給決定する場合

① 退所日から1年を経過した日の属する月まで有効期間として支給決定を行う。

② ①の有効期間の後、最初の支給決定から1年を経過した日の属する月までを有効期間としてあらためて支給決定を行う。

サービス支給決定時の留意事項

(1) 対象者

①の障がい者等

※精神科病院等の「等」に該当する施設は、以下のとおりです。

のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院、福祉ホーム、救護施設、更生施設、刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

(2) 支給決定区分について

決定にあたっては、次のいずれかの支給決定となります。

支給決定区分	対象者
自立生活援助基本決定 (退所後1年未満) ※受給者証上は「自立生活援助退所 1 年等未満」 の表記となっています。	・障害者支援施設やグループホーム等から退所、 精神科病院等を退院後1年未満の障がい者 ・同居家族の死亡等により単身生活を開始した日 から1年未満の障がい者
自立生活援助基本決定 (退所後1年以上・その他) ※受給者証上は「自立生活援助退所 1 年等以上」 の表記となっています。	・障害者支援施設やグループホーム等から退所、 精神科病院等を退院後1年以上経過した障がい者 ・その他自立生活援助による支援が必要な障がい 者

2 短期入所(介護給付)

サービス名称	短期入所
サービス内容	居宅において、その介護を行う者の疾病等で障がい者の介護ができないときやその他の理由により短期間の入所を必要とする際に、障害者支援施設等で入浴、排せつ および食事の介護その他の必要な支援を行う。
対象者	障がい児・者
障害支援区分	区分1以上 障がい児は単価区分1～3、重症心身・医療ケア障がい児、遅延性意識障がい児のいずれかの決定が必要
支給(利用)単位	1 日
支給量	具体的な利用見込みがある場合は【必要な日数/月】 上限日数【30 日以内】かつ【180 日以内/年】
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+1 年以内 (ただし支給開始日が 1 日の場合は 1 年以内) または 障がい支援区分の終期月
利用者負担	原則 1 割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に必要となる経費	利用者負担以外に特定費用として居室の光熱水費、食費、日中活動にかかる費用の実費を負担
他制度との併給可否	入院、施設入所、共同生活援助の併給は原則できません。日中活動や訪問系サービスとの併用については、障がい福祉室にご確認ください。
他制度との優先順位	介護保険制度が優先

サービス支給決定時の留意事項

(1) 短期入所の支給量についてのルール

年間の利用日数は 180 日以内、連続利用については 30 日以内となります。介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合等やむを得ない場合や事情がある場合、例外的にこれを超える利用を認める場合があります。障がい福祉室に相談してください。

(2) 医療機関等での短期入所について

下記に該当する障がい児・者が医療的な支援の対応が可能な短期入所事業所を利用する場合、医療型の支給決定を受ける必要です。支給決定区分や対象者は以下のとおりです。

支給決定区分	対 象 者
療養介護対象者	下記のいずれかに該当 ① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい者 ② 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している障がい者 ③ 区分5以上に該当し、重度の知的障がい(A1、A2 加重前ランク)および重度の肢体不自由(1、2級)が重複している障がい者 ④ 区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが 16 点以上の者 ⑤ 区分5以上に該当し、認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上でかつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ⑥ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり、医療的ケアスコアが8点以上の者 ⑦ ①～⑥に準ずる状態と市が認めた療養介護の対象者
重症心身・医療ケア障害児	下記のいずれかに該当 ① 重度の知的障がい(A1、A2 加重前のランク)および重度の肢体不自由(1、2級)が重複している障がい児 ② 医療的ケアスコアが16点以上である障害児
遷延性意識障害児者	医師により遷延性意識障害の症状を呈するとされた者、また医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害児者(療養介護対象者、重症心身・医療ケア障害児として該当する場合を除く。)

※医療的ケアスコア(P10 参照)は、医師が判定・作成します。医療的ケアスコアの提出を受けた障がい福祉室は、算出スコアを確認し支給決定を行います。

(3) 支給決定区分での短期入所の利用の可否について

年齢	支給決定区分	宿泊をともなう利用		日中のみの利用	
		福祉型短期入所サービス 福祉型強化短期入所サービス	医療型短期入所サービス 医療型特定短期入所サービス	福祉型強化特定短期入所サービス	医療型特定短期入所サービス
18 歳以上	①障害者決定	○	×	○	×
	②療養介護対象者	○	○	○	○
18 歳未満	③障害児決定 (区分1～3)	○	×	○	×
	④重症心身・医ケア障がい児	○	○	○	○
児者共通	⑤遷延性意識障がい児者	○	○	○	○

※短期入所の支給決定は上記の①～⑤のいずれか1つが決定されています。

※福祉型強化短期入所サービス、福祉型強化特定短期入所サービスは医療的なケア(医療的ケアスコアの項目の欄に掲げられるいずれかの医療行為)が必要な障がい児・者が対象です。

※日中のみの利用でも、利用時間にかかわらず「1日」単位での支給決定になります。

3 共同生活援助(訓練等給付)

サービス名称	共同生活援助(基本・居宅介護利用者)
サービス内容	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助 ・居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、当該日常生活への移行および移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助
対象者	障がい者 ※ただし、身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるもの(※)を利用したことがある者に限る
障害支援区分	【介護サービス包括型・外部サービス利用型の場合】 障害支援区分認定不要(障害支援区分認定調査は必要) ※ただし、入浴・排泄・食事等の介護の提供を受けることを希望する場合は、区分認定が必要 【日中サービス支援型の場合】 障害支援区分1～6のいずれかの認定が必要
支給(利用)単位	1日
支給量	【本入居の場合】当該月の日数/月 【体験利用の場合】実際に体験する日数/月
支給期間	【本入居の場合】 支給開始日から同月末までの期間+3年以内(ただし、支給開始日が1日の場合は3年以内)ただし、障がい支援区分の終期と支給決定期間の終期は合わせる。 【体験利用の場合】 体験利用の最終日の属する月の月末までの期間
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に必要となる経費	家賃・食材料費・光熱水費・日用品費等
他サービスとの併給可否	短期入所、居宅介護との併給は原則不可 ただし、一定の要件を満たす場合は、併給可 ※居宅介護(介護保険の訪問介護も同様)との併給については、P9を参照。 ※短期入所との併給については、「短期入所」の項目を参照。

*「準ずるもの」とは…障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業を指します。

例：身体障害者手帳の交付、障害基礎年金の支給等

サービス名称	共同生活援助(退居後定着) (退居後共同援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費)
サービス内容	グループホームを退居した利用者の居宅を概ね週1回以上訪問し、以下の支援を行う。 ①利用者の居宅への訪問による心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況の把握 ②生活環境の変化に伴って必要な情報提供および助言(ゴミ捨て、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。) ③生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整(サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。) ④協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携
対象者	グループホームを退居した利用者(自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していた者)
障害支援区分	不要(障害支援区分認定調査は必要)
支給期間	退居日の属する月から3月間(GH 退居した日の属する月から3月が経過した日の属する月まで) ※吹田市支援区分認定審査会の意見を聴き、3月を超えて引き続き支援が必要であると認めた場合に限り、支給決定の更新(1回)が可能。
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に必要となる経費	なし ※面談および同行支援にかかる交通費等は、事業所との契約による。
他サービスとの併給可否	制限なし (退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行うことを趣旨としているため、利用者の地域における一人暮らし等の定着を促進する観点から、居宅介護や重度訪問介護、短期入所を含め、他の障がい福祉サービスの支給決定が可能)。
その他	特定障害者特別給付費は対象外

サービス支給決定時の留意事項

(1) グループホームの支給決定について(※体験利用の場合も含む)

ア 外部サービス利用型 GH の場合

上記、介護サービス包括型・日中サービス支援型の場合の支給決定に加え、『受託居宅介護サービスの支給量(時間(15分単位)/月)』の支給決定が必要な場合があります。

イ グループホーム退居後の支援の場合(基本決定(退居後定着))

(ア) 令和6年度の報酬改定において、GH から希望する一人暮らし等に向けた支援の充実のために新設されたサービス(退居後共同援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費)です。介護サービス包括型または外部サービス利用型の事業所が実施することができます。

(イ) 支給決定はグループホームを退居した利用者(自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していた者に限る。)が対象で、本市受給者証には『共同生活援助基本退去後定着』と印字されます。

(2) 本体決定について

グループホームの本体決定は、下記3種類のうちから1つが支給決定されます。

本体決定	決定要件
基本	下記以外
居宅介護利用者決定	グループホームの中で居宅介護等を利用する場合 ※「3居宅介護利用者決定および GH 利用者における居宅介護等の利用上の留意点」参照
基本(退居後定着)	グループホームを退居した利用者 (自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していた者に限る。)

(3) 居宅介護利用者決定および GH 利用者の居宅介護等の利用について

ア 介護サービス包括型および日中サービス支援型での居宅介護等利用(介護保険の訪問介護含む)
原則、グループホームの住居の中での介助はグループホーム事業者によって提供されるものですが、利用者の心身の状況からグループホーム事業者の支援に追加して支援が必要な場合、区分4以上等の要件を満たす場合に限り、特例的に居宅介護等を利用することができます。(令和9年(2027 年)3月31日までの経過措置)

ただし、グループホーム側の報酬単価が変わるため、本体決定の支給決定を『基本決定』から『共同生活援助居宅介護利用者決定』へ変更する必要がありますので、変更が必要な場合は障がい福祉室にご連絡ください。

対象者要件	利用可能なサービス
指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける入居者 ※区分4以上で、同行援護・行動援護または、重度訪問介護対象者)	居宅介護(身体介助・家事援助)、 重度訪問介護の利用が可能です。
指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける入居者 ※区分4以上で、上記①以外で下記の要件を満たす者 ・グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること ・グループホームでの居宅介護利用について市(障がい福祉室)が必要性を認めること	居宅介護(身体介護)のスポット支援のみ利用が可能です。

※上記については「吹田市障がい福祉サービス支給決定ガイドライン(居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・同行援護・行動援護編)」P19 にも記載がありますので、併せてご覧ください。

イ 通院等介助・通院等乗降介助の利用

区分1以上かつ慢性疾患等の障がい者で、医師の指示による定期的通院が個別支援計画に位置づけられている者(※)は、通院介助の利用が可能となります。ただし、利用は月2回までとなります。

(※)慢性疾患等のため定期通院が必要であることを証明するために診断書の提出が必要です。

ウ GH 入居日、帰省時の居宅介護利用について

実家への帰省時等、共同生活援助の報酬が算定されない期間については、通常の居宅介護の利用が可能です。利用する期間のみ必要最小限の支給決定となります。

エ 外部サービス利用型での受託居宅介護の利用について

区分2以上の方で上記「(1)介護サービス包括型および日中サービス支援型での居宅介護等利用の対象者要件②(区分の要件除く)」の要件を満たす場合、居宅介護の身体介護のみ利用可能です。

なお、受託居宅介護サービスを利用するには『共同生活援助』の支給決定に加え、『受託居宅介護サービスの支給量(時間(15 分単位)/月)』の決定が必要です。

(4) 特定障害者特別給付費について(基本決定・居宅介護利用者決定のみ)

グループホームに居住している対象者の家賃の実費負担を軽減するため、次のいずれかに該当する方に

補足給付を支給します。(『基本決定(退居後定着)』の対象者は、補足給付の対象外です。)
支給決定に際しては、家賃額証明書(家賃額、期間、利用者氏名等の記載のあるもの)が必要です。
ア 市町村民税非課税世帯
イ 生活保護受給世帯
※月額1万円を上限として給付されます。(家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額)
※障害者総合支援法に基づく体験利用を決定する場合も、対象者には支給決定されます。
※詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」をご覧ください。

(5) 体験利用について

利用条件等は以下の通りです。

◇入居目的であり、定員上の空き部屋がある場合に実施することが可能で、グループホームの類型ごとにそれぞれ年間(年度)上限 50 日以内、かつ、1回連続 30 日以内まで利用することができます。

◇入院中や施設等に入所中、グループホーム入居中(※)も体験利用が可能です。

※同一敷地内又は同一事業所のグループホームへの体験利用については、報酬を算定できません。

(6) 受給者証に記載される加算について

共同生活援助を支給決定する際、対象者が要件を満たす場合は以下の加算が決定されます。

加算名	対象者要件等
重度障害者支援加算Ⅰ (受給者証の印字は、重度障害者支援加算)	【対象者】重度障害者等包括支援対象者
重度障害者支援加算Ⅱ (受給者証の印字は、強度行動障害者重度支援加算)	【対象者】下記の①または②に該当する者 ①障害支援区分4・5で、行動関連項目合計点数が 10 点以上の者 ②障害支援区分6で、行動関連項目合計点数が 10 点以上の者のうち、重度障害者支援加算に該当しない者(認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」に認定された者)
重度障害者支援加算(18 点以上) (受給者証の印字は、重度加算(18 点以上))	【対象者】障害支援区分4以上で、行動関連項目合計点数が 18 点以上の者
強度行動障害者体験利用加算	【対象者】共同生活援助(介護サービス包括型又は日中サービス支援型)を体験利用する、障害支援区分認定調査において行動関連項目合計点数が 10 点以上の者 【加算期間】体験利用の期間
強度行動障害者地域移行特別加算	【対象者】障害児者施設に1年以上入所していた強度行動障害者(※)であって、当該施設等を退所してから1年以内の者 ※行動関連項目合計点数が 10 点以上の者 【加算期間】退所から1年以内
地域生活移行個別支援特別加算	【対象者】次のいずれかに該当する者 ①医療観察法に基づく通院決定を受けた者 ②刑務所等(=矯正施設又は更生保護施設)からの退所等(=退院、退所、釈放、仮釈放)に伴い保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により入居した者であって退所等から3年以内の者(矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後、3年以内に関係機関との調整により入居した者も対象となります。) 【加算期間】入居から3年以内
精神障害者地域移行特別加算	【対象者】精神科病院に 1 年以上入院していた精神障がい者であって、当該精神科病院を退院してから1年以内の者 【加算期間】退院から1年以内
医療的ケア対応支援加算	【対象者】医療的ケア判定の「スコア表」の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする者

	※本加算の支給決定には、利用者等からの申出書等の提出が必要です。申出書は吹田市福祉指導監査室 HP 内に掲載しています。
--	--

4 施設入所支援(介護給付)

サービス名称	施設入所支援
サービス内容	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他必要な日常生活上の支援を行います。
対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等対象者
支給決定要件	①生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあつては障害支援区分3)以上である者。 ②自立訓練又は就労移行支援(以下この②において「訓練等」という。)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要且つ効果的であると認められるもの又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。 ③生活介護を受けている者であつて障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者。 ④就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者。 ※但し、就労継続支援B型利用者のうち、区分要件が満たされていれば【基本決定】とします。 ※③又は④の者のうち、下記の「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えありません。 ・法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者(特定旧法受給者) …【経過措置対象者決定】 ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 …【経過措置対象者決定】
支給(利用)単位	1月
支給量	当該月の日数
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内 ※併給の日中活動の支給期間の方が短い場合はその支給期間に合わせます。(ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に必要となる経費	食費・光熱水費の実費負担 (利用者負担階層が生活保護・低所得1、低所得2の者については補足給付あり)
他サービスとの併給可否	次頁【利用にあたっての留意事項】のとおり
その他	・他のサービスとの併給の取扱については市へ相談が必要。 ・施設入所支援とともに決定する日中活動の日数の上限は「原則の日数」以内。

サービス支給決定時の留意事項

(1) 施設入所支援以外の日中活動に係る施設障がい福祉サービスについては併せて支給決定を行うこととなりますが、当該日中活動サービス以外の障がい福祉サービスについては、原則として利用することはできません。

ただし、障害者支援施設またはのぞみの園に入所する者が一時帰宅する場合や共同生活援助を行う住居以外で単身生活の体験をする場合等においては、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定

されますが、市が特に必要と認める場合は、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービスについて利用可能です。

- (2) 障害者支援施設またはのぞみの園の入所者に係る日中活動サービスについては、既に、施設入所支援と併せて支給決定を受けていることから、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に当該日中活動サービスを利用可能です。
- (3) 障害者支援施設またはのぞみの園の入所施設支援を受ける者が、共同生活援助を体験的に利用する場合には、その間、共同生活援助の利用が可能となるとともに、併せてその期間中の日中活動サービスの利用も可能です。
- (4) 障害者支援施設またはのぞみの園において施設入所支援を受ける者は、地域移行支援における障がい福祉サービス事業者への委託による体験的な障がい福祉サービスの利用および一人暮らしに向けた体験的な宿泊の利用も可能です。

※一時帰宅中に係る本体報酬または外泊時の報酬が算定される期間において、一時帰宅中の入所者に対し、当該施設の負担において指定居宅介護事業者等と委託契約を結んで、居宅介護等を提供することは差し支えません。

(5) 特定障害者特別給付費について

障害者施設入所者および障害児施設入所者の低所得者にかかる食費・光熱水費の実費負担を軽減するため特定障害者特別給付費を支給します。詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(厚生労働省・子ども家庭庁)」をご覧ください。

5 宿泊型自立訓練(訓練等給付)

サービス名称	宿泊型自立訓練
サービス内容	夜間に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の支援を行います。
対象者	日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間夜間の居住の場を提供し、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練や、その他の支援が必要な障がい者。
障害支援区分	不要 ※認定調査 80 項目および概況調査は必要
支給(利用)単位	1月
支給量	当該月の日数
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+1年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内) ※暫定支給決定期間があります。 ※標準利用期間は原則2年間(長期間入院していた又はこれに類する事由の者については3年間)。標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、吹田市障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、6か月以内で更新が可能です。終了月の2か月前を目途に市へ相談が必要です。
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に必要となる経費	食費、光熱水費。※施設によってその他経費がかかる場合があります。
他サービスとの併給可否	短期入所・居宅介護および他の居住系サービスとの併給は不可。

6 療養介護(介護給付)

サービス名称	療養介護	
サービス内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。	
支給決定要件	医療および常時の介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者 ア基本決定 ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者。 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者。 ③障害支援区分5以上の者であって医療的ケア判定スコア16点以上の者。 ④障害支援区分5以上の者であって強度行動障害があり医療的ケア判定スコア8点以上の者。 ⑤障害支援区分5以上の者であって遷延性意識障害があり医療的ケア判定スコア8点以上の者。 ⑥上記③～⑤に準じる状態と市が認めた者。 (※③～⑥は令和3年度の報酬改定で新たに追加された対象者。) イ経過措置対象者決定 …第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護へ移行した者。	
支給(利用)単位	1日	
支給量	31日/月	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)	
利用者負担	福祉サービス部分	医療サービス部分
	原則1割負担(負担上限月額あり)	原則1割負担。(重度障害者医療制度による償還払いが可能)食費については入院時食事療養費の標準負担額分の負担。(医療型の個別減免あり)
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給は原則認められません。但し、療養介護入所中の移動支援等の利用は、医療機関の入院と同様に扱います。	
他制度との優先順位	—	

医療型個別減免について

医療型個別減免とは食事療養費、福祉サービス費、医療費を合算したうえで、世帯の所得状況や利用者の収入に応じて、ひと月の負担上限月額を個別に算定し、それを超えた分の支払いを減免する制度です。詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(厚生労働省・子ども家庭庁)」をご覧ください。

7 地域移行支援(地域相談支援給付)

サービス名称	地域移行支援
サービス内容	① 域移行に係る相談 ② アセスメント ③ 支援計画の原案作成 ④ 支援計画作成の為のケア会議の開催(障害者支援施設又は精神科病院等における担当者を招集) ⑤ 概ね週1回、少なくとも月に2回の面接もしくは同行支援 ⑥ 障害福祉サービス事業の体験的な利用 ⑦ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊
対象者	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。 ・以下の施設等に入所等している障害者 ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院 ②救護施設、更生施設 ③刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所) ④更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム ※宿泊型自立訓練施設入所者およびグループホーム入居者は、対象外。 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。 ・精神科病院(医療観察法指定病院含む)に入院している精神障がい者
障害支援区分	不要 ※認定調査 80 項目の聞き取りや概況調査は必要
支給(利用)単位	1月
支給量	当該月の日数
支給期間	【標準利用期間】 支給開始日から同月末までの期間+6ヶ月以内(ただし支給開始日が1日の場合は6か月以内) ※上記標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、吹田市障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、6か月以内で更新が可能です。終了月の2か月前を目途に市へ相談が必要です。
利用者負担	なし
利用者負担以外に必要となる経費	なし ※面談および同行支援にかかる交通費等は、事業所との契約による。
他サービスとの併給可否	自立生活援助との併給は不可。

利用にあたっての留意事項

利用者および家族、主治医もしくは入所施設先、関係機関との合意の基、利用者より申請を受けます。

地域移行支援を利用しての障がい福祉サービス事業の体験的な利用や一人暮らしに向けた体験的な宿泊については、地域相談支援事業所の設備やサービス等を利用して実施する場合と、地域移行支援事業所が委託をして実施する場合があります。いずれも、そのサービスの支給決定は不要です。

対象者に関する留意事項

宿泊型自立訓練施設、他法(生活保護法や介護保険法等)の入所施設、他法(介護保険法)のグループホームへの移行は退院・退所加算の対象外です。

また、宿泊型自立訓練施設、グループホームからの移行についても対象外です。

8 地域定着支援(地域相談支援給付)

サービス名称	地域定着支援
サービス内容	① 地域定着に係る相談 ② アセスメント ③ 支援台帳の作成 ④ 常時の連絡体制の確保(居宅への訪問等による、利用者の状況把握) ⑤ 緊急の事態への対処等(訪問等による状況把握、利用者の家族・関係機関との連絡調整、緊急一時的な滞在支援等の措置)
対象者	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 ・居宅において単身で生活する障がい者 ・居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者 障害者支援施設、精神科病院等から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。 ※矯正施設退所者に係る支援に当たっては、地域定着支援センターと連携して対応すること。
障害支援区分	不要 ※認定調査 80 項目の聞き取りや概況調査は必要
支給(利用)単位	1月
支給量	当該月の日数
支給期間	【標準利用期間】 支給開始日から同月末までの期間+1年以内（ただし支給開始日が1日の場合は1年以内）。対象者の状況に応じて更新可。
利用者負担	なし
利用者負担以外に必要となる経費	なし

利用にあたっての留意事項

家族、主治医もしくは入所施設先、関係機関との合意の基、利用者より申請を受けます。

対象者に関する留意事項

グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。